

第二賠償

保険の名称 **施設賠償責任保険**

(注)
第一賠償に
ご加入いただいている方のみ、
ご加入いただけます。

商品概要(保険金をお支払する場合)

記名被保険者が所有、使用もしくは管理する広告物に起因して他人の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。ただし、保険期間中に日本国内で発生した対人・対物事故に限ります。

保険期間

2020年3月1日午後4時～2021年3月1日午後4時

※本年度については、通常通り2020年3月1日～2021年3月1日までの1年契約となります。

支払限度額と免責金額(自己負担額)

補償内容	支払限度額	免責金額
対人賠償	1名・1事故につき 1億円	対人・対物それぞれ 1事故につき 10万円
対物賠償	1事故につき 1,000万円	

掛金(保険料)

広告面積 1㎡につき100円(年額)

単位	掛金(年額)	掛金の算出例
1㎡	100円	(例)表示面積20㎡の広告物の場合 $100(\text{円}) \times 20(\text{㎡}) = 2,000(\text{円})$

(注)上記掛金のうち保険料は90%であり、制度運営費が10%含まれています。

第二賠償 ご加入の手続き

●加入対象となる広告物:

被保険者が製作・取付、管理を任された固定式の屋外広告物で、屋外広告物条例で許可期間中の屋外広告物または設置後5年以内の屋外広告物もしくは5年以内に点検・補修を行った屋外広告物

●加入方法:

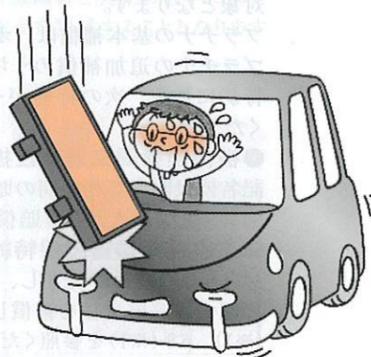
加入申込書に必要事項をご記入いただき、ご捺印のうえ、所属団体にお申し出ください。毎月20日までに申し出ください。

●掛金の支払方法:

掛金は銀行または郵便局から直接日広連口座にお振込みください。

●中途加入:

毎月20日までにお申しいただくと、翌月1日付けでご加入できます。中途加入の掛金は中途加入日(原則毎月1日)から2月末までの月割となります。



第二賠償

第二賠償(詳細)

お支払する保険金

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用
- ③求償権の保全・行使またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ⑤賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当や護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。(支払限度額は適用されません。)ただし、上記②の争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払できない主な場合

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ④被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑥汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、排出等が突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見・通知された場合は、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑦石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- ⑧核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性またはその作用に起因する損害
- ⑨給排水管、暖冷房装置等からの蒸気または水またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ⑩建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑪工事(施設の新築、修理、改造または取壊し)等に起因する損害
- ⑫自動車、原動機付自転車または航空機の所有・使用・管理に起因する損害
- ⑬ a. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
b. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物(a.の財物を除きます。)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任 等